

国産農産物の消費拡大を図るために

地産地消促進法（仮称）を制定！

地方再生の担い手として

「地産地消認定農業者」（仮称）等の制度を新設！

地産地消促進法（仮称）

国産農産物の消費拡大を図り「地産地消促進法」（仮称）を制定。生産と消費の場の距離を短縮し、地域で生産されたものを地域で消費することを通じて国産農産物の消費拡大を図る。バイオマス用途及び飼料用途として、稲わら、もみ殻等の有効活用や、食品残渣を飼料用に利用（エコフィード）のほか、肥料・燃料用に再活用するための研究・普及の取り組みも図る。自治体が計画を作成し、生産・加工・販売等を推進する者に対し、品質・価格など消費者ニーズに対応できるよう支援策を講じる。林業、漁業も計画の対象とする。自治体の主体性を尊重し、地産地消ネットワークづくり、学校給食等への普及拡大、市民農園の推進など多様な取り組みも計画の対象とする。

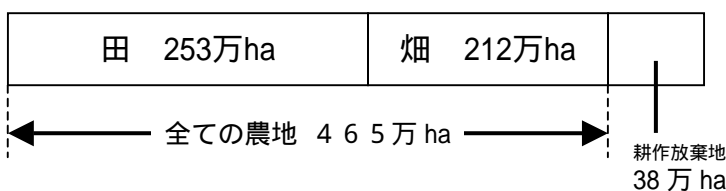
地産地消認定農業者（仮称）

小規模・兼業農家をはじめ全ての農業者が力を発揮できる体制を構築するため「地産地消認定農業者」（仮称）制度を新設（既存の認定農業者、集落営農組織も対象とする）。水田農家にとっては主食用米の生産調整を実施はするが、減反政策の脱却をめざし、転作田において米粉用など新規需要米 や加工用米 を作付するなど、地産地消に取り組む者への支援策を講じる。
新規需要米は輸出用のほか、米粉、飼料、バイオエタノール等の原料。加工用米は酒類やみそ、しょうゆ、米菓等の原料。
 畑作、畜産農家にとっては地域特性を生かした生産性向上、付加価値向上のほか、国産飼料の利用促進など、地産地消に取り組む者への支援策を講じる。水田において従来の転作品目、畑作において作付品目について、地域特性を生かした効果的な組み合わせにより通年農業を推進。

食料安保、自給率、地産地消すべてに共通するポイントは
農地をフル活用し、地域特性を生かした生産と、消費を拡大すること!!

そのために必要な政策

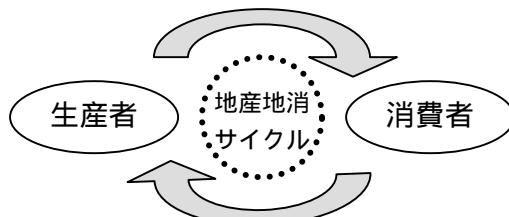
- 地域特性を生かした作付・生産ができる政策
- 国産農産物の需要・消費拡大を促進する政策



出典：農地（田・畑）面積はH19年「耕地及び作付面積統計」
 耕作放棄地面積はH17年「農林業センサス」

地産地消で地域再生！

生産と消費の距離（フードマイレージ）を近付ける
 地場の安全・安心の食料。地域の活力。輸送に係る経費、環境負荷を低減。



残渣を有効にリサイクル 食品残渣を飼肥料に。
 稲わら、もみ殻、廃食油などをバイオマス用途に。

→ 地域の特性を生かし、特産品開発など地域がその特色ある農業を競い合い、販売力を拡大！